

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	介護・訓練等給付事業			事業コード	0381
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	相談認定係
課長名	晴山陽夫	担当者名	熊谷 聡美	内線番号	2513
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 2 目 介護給付等給付事業（004-01） 一般会計 3 款 1 項 2 目 訓練等給付事業（004-02） 一般会計 3 款 2 項 2 目 障害児通所給付費等給付事業（010-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 15 年度
根拠法令等 (H26)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 児童福祉法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則 障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱 障害者自立支援給付費県費負担金交付事務処理要領			

(2) 事務事業の概要

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者（児）に対し、障がい程度や生活状況等を調査、勘案した上で各サービスを支給決定し、障がい者（児）及びその家族の生活上の便宜を図る。

また、事業者は月ごとに報酬のうち利用者自己負担分を除いた額を市あてに請求する。市は事業所からの請求内容を審査し、介護給付費・訓練等給付費等及び障がい児通所給付費等を支給する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法等に基づく支援費制度（平成 15 年 4 月から平成 18 年 3 月まで）、障害者自立支援法（平成 18 年 4 月施行）によるもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

障害者自立支援法は平成 25 年 4 月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されている。変更内容としては、障害福祉サービスの対象に難病患者を加えること、グループホーム・ケアホームの一本化、重度訪問介護の知的障がい者や精神障がい者への対象者拡大等が挙げられる。

それまでのつなぎ法として障害者自立支援法の改正が行われた。その一部の同行援護とグループケアホームの家賃助成は平成 23 年度 10 月から施行され、平成 24 年 4 月からは利用者負担の応能負担の原則化、相談支援の充実、障害児通所給付等給付事業の強化等全体部分が施行されている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

介護・訓練等給付事業のサービスを希望する障がい者（児）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 身体障がい者数	人	10,295	10,360	10,514	10,746	10,472
B 知的障がい者数	人	1,838	1,907	2,224	1,840	2,050
C 精神障がい者数	人	4,927	5,356	5,718	5,370	6,516
D 障がい児数(上記 3 障害合計の内数)	人		1,050	1,050	1,100	1,100

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者（児）に対し、障がい程度や生活状況等を調査、勘案した上で各サービスを支給決定した。

また、毎月初めに受給者台帳を整理し、国保連に送付、国保連合会を通して事業所から請求された請求明細を審査し、介護給費等を支出した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 介護給付費サービス利用者(延数)	人	19,575	17,382	18,010	18,312	18,022
B 訓練等給付費サービス利用者(延数)	人	9,318	10,892	12,395	15,952	15,724
C 障がい児通所給付費サービス利用者(延数)	人		4,231	4,820	4,300	5,704

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

日常生活に必要な支援を受けられる介護給付事業、自立した生活に必要な知識や技術を身に付ける訓練等給付事業のサービスを受けることにより、障がい者が地域で安定した生活を送れるようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 介護給付費サービス利用者	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	人	19,575	17,382	18,010	18,312	18,022
B 訓練等給付費サービス利用者	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	人	9,318	10,892	12,395	15,952	15,724
C 障がい児通所給付費サービス利用者	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	人		4,231	4,820	4,300	5,704

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	1,457,068	1,848,016	1,866,742	2,099,143	2,252,220
	②県	千円	728,534	924,008	933,371	1,049,571	1,126,110
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	728,534	924,008	933,373	1,049,571	1,065,646
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,914,136	3,696,032	3,733,486	4,198,285	4,443,976
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
計	トータルコスト A+B	千円	2,938,136	3,720,032	3,757,486	4,222,285	4,467,976
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

当該事業の意図が総合計画の施策の目的に結びついている。
理由：各種のサービス利用により、障がい者（児）が安心して生活を送ることが出来る。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり廃止はできない。また、障がい者（児）の生活を支え、また生きがいをもたらしているばかりではなく、障がい者（児）の家族の生活を維持していく上でも重要である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

障害福祉サービスの利用者数については年々増加しているが、必ずしも制度についての十分な理解が得られてはいないことから、更なる周知により制度の普及を図る必要がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

サービス利用費の利用者負担金額を除いたもののうち25パーセントについて市町村が負担する制度であり、サービス利用者数が減少しない限り事業費は減らないので削減はできない。

また人件費については、サービス利用に関する相談、申請、調査、施設との調整、事務処理について、最低限の人員と時間で対応しており、また制度改正も頻繁にあるため、削減は困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策（推進項目）	障がい者福祉サービスの充実	コード	5-2

(2) 改革改善の方向性

障害者自立支援法は平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されており、今後の国等の情報収集に努め、さらなる制度改正等に対応できる体制を整える。さしあたっては、平成27年4月施行の制度改正に適切に対応する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

平成21年4月からの報酬改定、平成22年4月からの住民税非課税者の利用負担上限額の見直し、平成24年4月からの障害者自立支援法改正による権限委譲等による扶助費増加の財源確保。障がい児通所給付費等給付事業の強化に伴う制度改正への適切な対応。

法施行による激変緩和措置、臨時特例交付金対策など複雑な制度の内容を熟知し分かりやすく受給者に対し説明することが必要。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

障害者自立支援法が、平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成 26 年 4 月と平成 27 年 4 月に一部改正が行われた。これらの改正に適切に対応するとともに、広報や制度案内資料等の活用を図り、障がい福祉サービス提供事業所や対象者への情報の周知を図る。